

案内図



社会福祉法人入間市社会福祉協議会
指定居宅介護支援事業者
〒358-0007 埼玉県入間市黒須 2-3-13
TEL : 04-2966-8880
FAX : 04-2966-8884
入間市社会福祉協議会ホームページ
<http://iruma-shakyo.or.jp>

社会福祉法人

入間市社会福祉協議会
指定居宅介護支援事業者



介護でお悩みのことはありませんか？
ケアマネジャーが相談に応じます。

※居宅介護支援事業者とは※

都道府県の指定を受け、介護支援専門員（ケアマネジャー）がいる機関です。介護サービスを受けるために必要な「要介護認定」の申請代行や居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼する際の窓口となります。

※ケアマネジャーとは※

介護保険の認定を受けた本人やその家族からの相談に応じ、本人や家族の心身の状態や生活環境などに応じた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、希望に沿った適切なサービスを利用できるように市区町村やサービス事業者、介護保険施設などとの連絡や調整を行う専門員です。

※介護保険サービスを利用できる方※

65歳以上で介護が必要であると認定された方

40歳～64歳で特定疾病により介護が必要であると認定された方

※受付時間※

月曜日から金曜日まで

午前8：30～午後5：15

（祝日、年末年始はお休みさせていただきます。）

介護保険サービス利用までの流れ

介護認定（要介護1～5）



居宅支援事業者の選択
居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成依頼・ご相談



居宅介護支援事業者と契約

①ご相談・お問い合わせ

まずは、お気軽にご相談下さい。

②アセスメント（状態の把握・課題分析）

ご自宅へお伺いし、利用者様・ご家族様との面接を行います。

③サービス担当者との連絡調整、居宅サービス計画書原案の作成

ご本人様の状態に応じた適切なサービスが利用できるよう、サービス事業者との連絡調整を行い、サービス担当者会議を開催いたします。

④居宅サービス計画書の作成

サービスの種類や内容、利用回数を盛り込んだ居宅サービス計画書（ケアプラン）を作成します。



介護サービス事業者と契約



介護サービスの利用

